

佐久穂町土づくりセンター指定管理者募集要項

1 募集の根拠

佐久穂町では、佐久穂町土づくりセンター管理運営業務について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、佐久穂町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例第 2 条及び佐久穂町土づくりセンター条例（平成 17 年 3 月 20 日条例第 117 号。以下「条例」という。）の規定に基づき実施するものです。

なお、現在当該条例について、本公募内容に合致させるための改正手続きを進めており、令和 7 年度中には改正を行います。

2 募集の概要

（1）指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

※指定の期間は、町議会の議決を経て正式に決定します。

※町及び指定管理者は基本協定に定める場合を除き、指定期間中は基本協定及び年度協定を解除することができません。

（2）施設の概要

- ・名 称 佐久穂町土づくりセンター
- ・所在地 佐久穂町大字千代里 5084 番地 93

詳しくは「佐久穂町土づくりセンター指定管理者業務仕様書」を参照してください。

（3）指定管理の目的

本指定管理業務は、条例に規定する有機肥料生産施設において、町内酪農生産者から排出される家畜排せつ物等を適正に処理し、良質な有機肥料として利活用することにより、環境の保全及び資源循環型農業の振興に寄与することを目的とします。

3 施設の管理運営に関する基本的事項

募集する施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりです。詳しくは「佐久穂町土づくりセンター指定管理者業務仕様書」を参照してください。

なお、以下の記載事項は改正後の条例内容を前提としていますので、それに基づく事業計画をご提案ください。ただし、町議会での議決が確定するまでは改正内容は確定事項ではありませんので、ご承知おきください。

（1）指定管理者が行う業務の範囲

- ①土づくりセンターの施設、設備及び車両の維持管理に関する業務

- ②牛ふん堆肥の生産に関する業務
- ③生産した堆肥の販売に関する業務
- ④その他付帯する業務

(2) 土づくりセンターの利用料金

- ①土づくりセンターの利用料金は、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額とします。
- ②指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができます。

(3) 堆肥の販売料金

- ①堆肥の販売料金は、次表の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定める額とします。

堆肥の種類	販売単位	販売料金の範囲
牛ふん堆肥	軽トラック 1 台 (約 0.7 m ³) (土づくりセンター渡し)	5,000 円以内
	3 トントラック 1 台 (約 5.0 m ³) (運搬)	36,500 円以内

- ②堆肥の販売料金は、消費税込みの額とします。
- ③3 トントラック 1 台を販売の単位とした堆肥の販売の範囲は、町内に限るものとし、当該販売料金には、運搬に係る経費を含むものとなります。
- ④上記①の表の販売単位以外の販売料金は、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。
- ⑤指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができます。

(4) 指定管理料

指定管理料は、指定管理業務に要する経費として、堆肥の製造方法、職員配置、過去の実績などを考慮した年間事業計画に基づき算出します。指定管理料は、年度ごとに締結する協定で定めます。なお、決算時に収支が不足した場合でも、町からの補填は行いません。

4 申請者の資格

- (1) 本施設の指定管理者を申請することができる法人及び団体の代表者の資格は次のとおりとします。
 - ①地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
 - ②国及び地方自治体からの指名停止期間中でないこと
 - ③会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生

計画の認可決定がなされていること。

- ④最近 1 年間の法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、市町村県民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
 - ⑤暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体に該当しないこと。
- (2) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
- ①成年被後見人又は被保佐人
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③拘禁刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (3) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる者とします。なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。
- (4) 堆肥の製造方法について、好気性分解による通気型堆積発酵法の堆肥製造が出来る法人及び団体

5 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類を町長に提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書 様式第 1 号
- (2) 「4 申請者の資格」の資格要件を満たす者である旨の誓約書 様式第 2 号
- (3) 申請者の概要調書 様式第 3 号
- (4) 土づくりセンターの管理運営に係る事業計画書 様式第 4 号
- (5) 土づくりセンターの管理運営に係る指定期間内の収支計画書 様式第 5 号
土づくりセンターの管理運営の基礎となる必要経費及び収入額について算出し、提案してください。
- (6) その他申請者に関する書類
 - ①申請者の定款又は寄附行為若しくはこれらに準ずる書類
 - ②申請者の登記事項証明書（申請日前 3 か月以内に取得したもの）又はこれらに準ずる書類
 - ③申請者の決算関係書類（過去 3 か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに準ずる書類）

- ④申請者の組織及び運営に関する事項を記載した書類（申請者の組織図や業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ⑤過去3か年分の納税証明書（国税及び地方税）
- ⑥役員の名簿及び履歴を記載した書類

6 事業計画書（様式第4号）に記載すべき事項について

以下の項目について、土づくりセンターの設置目的に沿って効率的に運営できることが分かる内容を記載してください。

- (1) 指定管理業務を行うにあたっての基本方針
土づくりセンターを管理運営していくに当たっての心構え、基本方針、コンセプト（よりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運営の方針など）を記載してください。
- (2) 管理執行体制
管理運営に当たっての人員配置や業務体制、新たな雇用に関する基本的な考え方や職員への研修計画等について提案してください。
- (3) 施設の運営（原料受入・堆肥製造・販売等）に関する計画
牛ふん等の原料受け入れ及び製造、品質向上に向けた取組内容、堆肥の適正な価格設定、販売方法や販売促進に向けた取組等について提案してください。また、利用者の要望等の把握方法についても提案してください。
- (4) 施設・設備等の維持管理計画
施設等の機能を十分活用できるよう、施設・設備・車両の保守管理等の実施計画や、施設管理に係る資格者等の配置等について提案してください。
- (5) 個人情報保護・情報公開の取扱いについての基本方針
本施設の運営では、利用者の個人情報保護が厳しく求められます。情報管理に関する基本方針、体制、具体的な対策について提案してください。
- (6) 利用者等のトラブルの未然防止と対処方法
土づくりセンター及び堆肥を活用される住民の方々からの苦情や不満、トラブルに対して、解決方法や体制の整備が必要です。苦情等に対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案してください。
- (7) 危機管理に対する方針について
農業者をはじめとする住民が利用する場所であるため、防災その他緊急時の対応などについて、十分対応できる体制が必要です。その基本的な方針について提案してください。
- (8) 環境への配慮について

土づくりセンターの管理運営に当たっては、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、リサイクルの推進等に努める必要があります。それらの取組を進めるにあたっての基本的な方針や体制整備について提案してください。

(9) その他の提案

上記以外で、土づくりセンターの設置目的を効率的、効果的に達成する方法等がありましたら積極的に提案してください。

(10) 自主事業について

指定管理者は、自らの提案により、土づくりセンターを利用して自主事業を実施することができます。

指定管理者が自らの提案に基づいた自主事業を行うにあたり、機器・器具等の設置等が必要な場合は、別途定める行政財産の目的外使用許可を申請し、町長の許可を得る必要があります。

7 募集期間等

(1) 募集要項等の配布場所

佐久穂町産業振興課農政係

〒384-0697 佐久穂町大字高野町 569 番地

電話：0267-86-2529 FAX0267-86-4935

E メール：nousei@town.sakuho.nagano.jp

(2) 配布期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月10日（金）までの平日
（午前8時30分から午後5時15分まで）

※募集要項については、佐久穂町のホームページからダウンロードできます。

(3) 申請書等の提出先及び提出期限

・申請書等の受付期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月20日（月）までの平日
（午前8時30分から午後5時15分まで）

・提出先 募集要項配布場所と同じです。

・提出部数 正本1部、副本（写し）1部

・留意事項 提出期限以後の変更及び追加は認めません。

申請書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(4) 現地確認等

現地確認、応募方法、応募書類、指定管理者業務等について説明が必要な者は申し出てください。

8 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- ・受付期間：令和7年9月26日（金）から令和7年10月10日（金）まで
- ・受付方法：様式第6号に記入のうえ、Eメールに添付又はFAXにて送信してください。

令和7年10月14日（火）以降に回答します。

9 指定管理者の選定等

（1）指定管理者選定の方式

指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が候補者を選定します。

（2）応募者の審査

施設所管課等において書類審査を行い、その結果を選定委員会へ報告します。選定委員会においては、施設所管課等の審査結果並びに必要な応じてヒアリング又はプレゼンテーションを実施し、指定管理者の候補者を選定します。

（3）審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。ただし、審査内容等は非公開とします。

（4）協定の締結

佐久穂町と指定管理者の候補者は細目について協議を行い、仮協定を締結します。また、条例改正案が議決され施行された後、地方自治法第244条の規定に基づき町議会の議決後、正式に協定を締結します。

10 選定の基準等

（1）選定基準

佐久穂町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定によります。

- ①事業計画の内容が利用者の確保とともに、サービスの向上を図られるものであること。
- ②事業計画の内容が、効用を最大限に発揮し、その管理に係る経費の縮減を図られるものであること。
- ③事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

- (2) 選定基準の審査項目等について
別添2のとおり

11 応募に際しての留意事項

本募集は条例改正案が議決されることを前提としています。議決されなかった場合は指定管理者の指定は行いません。その場合、応募に要した費用は応募者の負担となります。補償は行いませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 応募内容の変更禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
- (2) 虚偽の記載をした場合の取扱い
応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 応募の辞退
応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。(様式第8号)
- (4) 費用負担
応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出書類
提出された書類は返却しません。
- (6) 提出書類の著作権
本町が提示する設計図書等の著作権は、佐久穂町及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他本町が必要と認めるときは、本町は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

12 指定管理者の取り消し等

指定管理者の候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者に損害が生じても町はその責めを負いません。

13 法令等の遵守

施設の管理業務を行うにあたり、次に例示する法令その他土づくりセンターの管理を行ううえで必要な法令等を遵守してください。

- ・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

- ・雇用保険法、労働者災害補償保険法、労働保険徴収法ほかその他雇用に関する労働保険関係法規
- ・健康保険法、厚生年金保険法その他社会保険関係法規
- ・佐久穂町個人情報保護条例及び同施行規則
- ・佐久穂町土づくりセンター条例
- ・廃棄物処理法に関する法令等
- ・肥料の品質の確保等に関する法律に係る法令等
- ・悪臭防止法
- ・消防法及び同施行規則
- ・その他関係法令

14 その他

その他、業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、利用料金、堆肥の販売料金等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めるものとします。